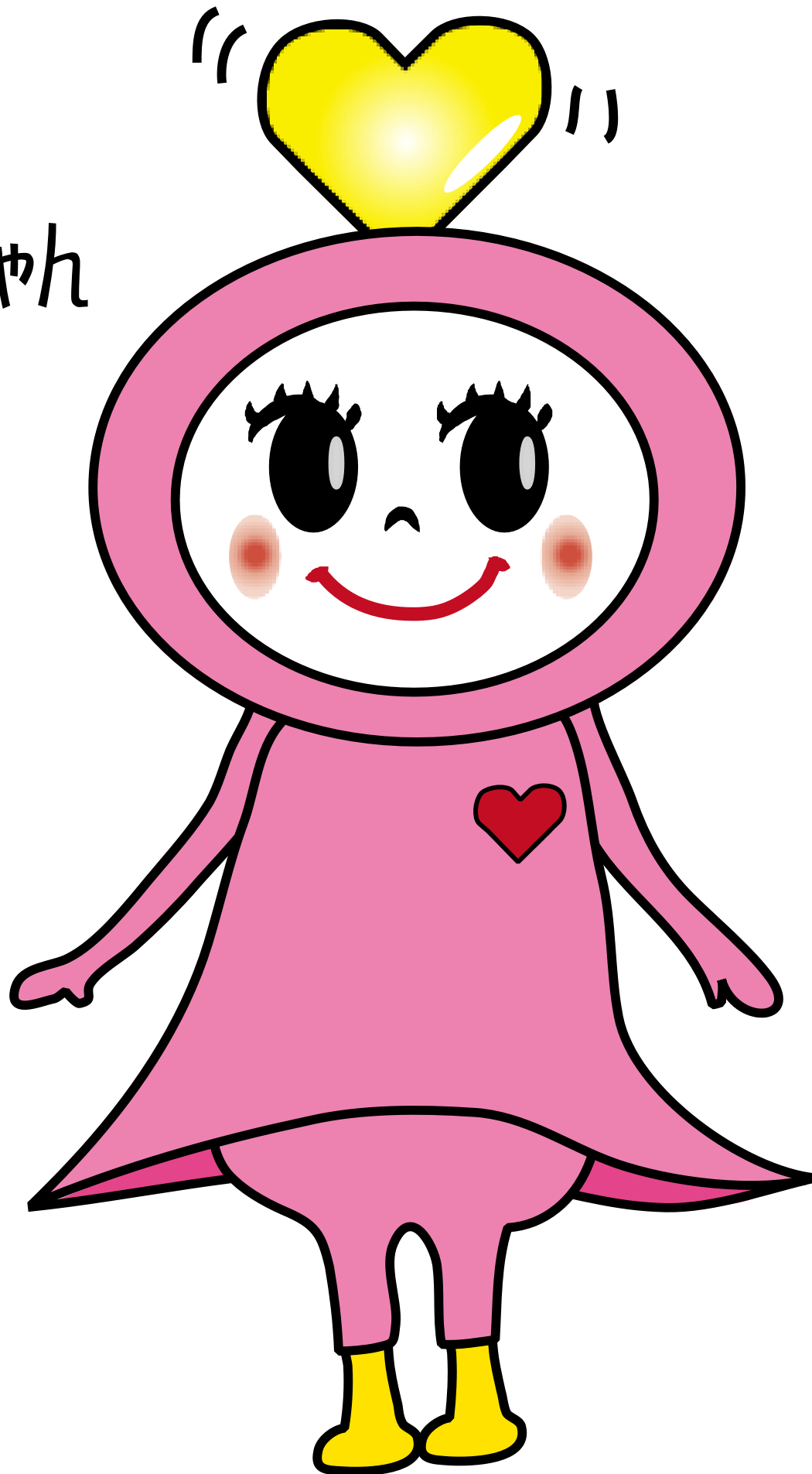


難病支援のための ハンドブック

難病支援

ナンシーちゃん



香川県難病対策連絡協議会

も く じ

1. 難病とは	2ページ
1) 難病とは	
2) 指定難病とは	
2. 香川県の難病支援体制	3ページ
1) 香川県難病相談支援ネットワークの目的	
2) 香川県難病相談支援ネットワークの事業	
3) 香川県難病支援に関する相談窓口	
4) 香川県難病診療連携拠点病院・協力病院一覧	
5) 香川県内の難病患者団体一覧	
6) 就労支援に関する相談窓口	
3. 医療費助成制度	10ページ
1) 指定難病医療費助成制度	
2) 新規申請から受給者証交付までの流れ	
3) 償還払い	
4) 難病に関するその他公費制度	
5) その他公費制度	
4. 生活に関する支援制度	21ページ
1) 年金・生活保護・貸付制度等	
2) その他の利用できる制度	
5. 介護保険サービス	27ページ
1) 介護保険制度について	
2) サービスの利用方法(利用までの流れ)	
3) 介護保険サービスの内容	
4) 訪問看護、訪問リハビリテーションについて	
5) 市町の介護保険担当窓口一覧	
6. 障害福祉サービス	32ページ
1) 障害福祉サービスについて	
2) サービスの利用方法(利用までの流れ)	
3) その他の福祉サービス等	
4) 市町の障害福祉担当窓口一覧	
7. 災害対策	36ページ
1) 災害に備えましょう	
2) 災害に関する情報を集めましょう	

1. 難病とは

1) 難病とは

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、以下のように定義されています。

- (1) 発症の機構が明らかでなく
- (2) 治療方針が確立していない
- (3) 希少な疾患であって
- (4) 長期の療養を必要とするもの

2) 指定難病とは

指定難病とは、難病の(1)～(4)の条件に加えて、以下2つの要件(☑)を満たしたもののについて、国が指定したものを「指定難病」といいます。

- ☑ 患者数が本邦において
一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと

令和7年4月1日時点で
指定難病は348疾病

- ☑ 客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること

厚生労働省 難病対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html



2. 香川県の難病支援体制

1) 香川県難病相談支援ネットワークの目的

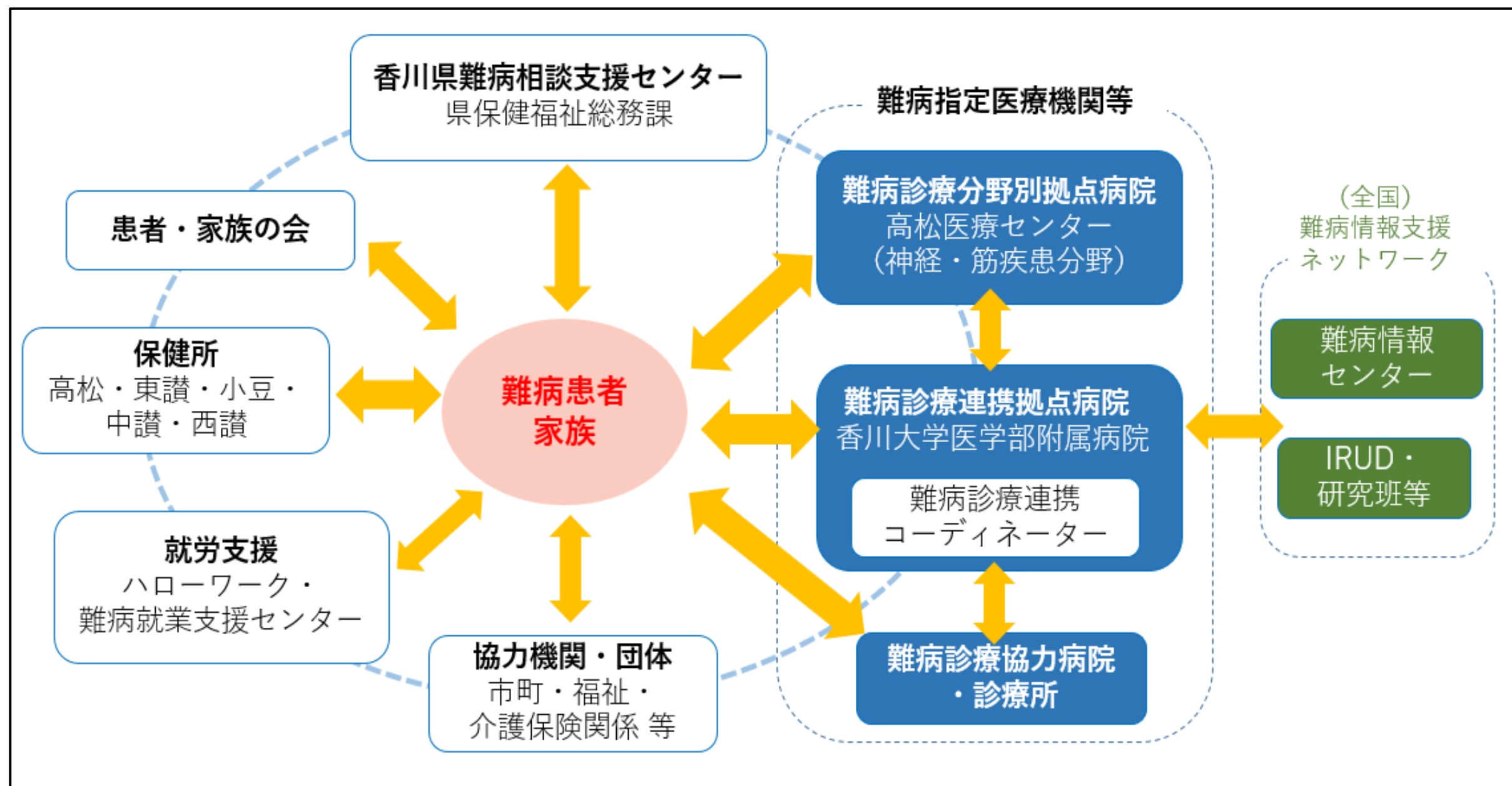
次の目的を達成するために香川県では医療機関、協力機関・団体が連携して、難病の総合的な相談支援体制を整備しています。

- ・難病患者やその家族の方々が地域で安心して暮らせる環境の整備
- ・難病について早期の正しい診断、適切な疾病管理のための治療継続
- ・良質な療養生活の確保

2) 香川県難病相談支援ネットワークの事業

難病診療の拠点病院や協力病院を指定するとともに、これら医療機関と協力機関・団体の連携を図り、ネットワーク事業を円滑に実施するため、平成16年3月15日から香川県保健福祉総務課内に「香川県難病対策連絡協議会」を設置しています。

香川県難病相談支援ネットワーク



☞ 患者・家族の方々への相談支援を関係機関が連携して行っています。

■ 詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/shien/network.html>

ページID検索:46710



3) 香川県難病支援に関する相談窓口

◆医療や生活などの相談窓口

※月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時まで

担当部署名	電話番号	管轄区域
香川県保健福祉総務課 難病等対策グループ （香川県難病相談支援センター）	087-832-3260 （直通）	県内全域
高松市健康づくり推進課	087-839-2363 （代表）	高松市
香川県小豆総合事務所 （保健福祉課）	0879-62-1373 （直通）	小豆郡
香川県東讃保健福祉事務所 （保健対策課）	0879-29-8265 （直通）	さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町
香川県中讃保健福祉事務所 （健康福祉課）	0877-24-9961 （直通）	丸亀市、坂出市、善通寺市、 綾歌郡、仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所 （保健対策課）	0875-25-2052 （直通）	三豊市、観音寺市
香川大学医学部附属病院 （総合地域医療連携センター内 難病診療連携コーディネーター）	087-898-5111 （代表）	県内全域
独立行政法人国立病院機構 高松医療センター （地域医療連携室）	087-841-2146 （代表）	県内全域



📞 香川県難病相談支援センター、各保健所、高松市には保健師がいます。ご相談内容により、療養生活のアドバイスや必要な制度・関係機関にお繋ぎします。お困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

◆香川県の難病相談支援のホームページ

香川県ホームページ:難病患者への支援

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/shien/index.html>

ページID検索:46705



◆福祉用具の相談窓口

かがわ総合リハビリテーションセンター

(かがわ障害者ICTサポートセンター、福祉用具展示相談くらし快適館)

住所:高松市田村町1114番地

電話番号:087-867-7686

地域の支援者の方々と連携を図り、ご本人の状態や実際の生活場面を確認しながら、その方にあった日常生活用具や補装具等の選び方や使い方、住環境調整等のご相談にお応えします。

◆難病情報センター

難病についての最新情報や各相談窓口の連絡先をインターネットで閲覧することができます。

<https://www.nanbyou.or.jp/>



掲載内容

- ・国の難病対策
- ・各種制度、サービス概要
- ・指定医療機関、指定医
- ・病気の解説（診断基準等）
- ・患者会情報
- ・難治性疾患研究情報



4) 香川県難病診療連携拠点病院・協力病院一覧

区分	地域	団体・組織
連携拠点病院（1）	全県	香川大学医学部附属病院
分野別拠点病院（1）	全県	高松医療センター
協力病院（35）	東讃（4）	さぬき市民病院 南医院 香川県立白鳥病院 阪本病院
	小豆（1）	小豆島中央病院
	高松市（15）	香川県立中央病院 高松赤十字病院 高松市立みんなの病院 りつりん病院 オサカ病院 KKR高松病院 高松中央インタークリニック 大西内科クリニック キナシ大林病院 三条山下内科医院 高松平和病院 東高松クリニック 在宅診療敬二郎クリニック 高松市民病院塩江分院 あさひクリニック
	中讃（10）	陶病院 坂出市立病院 香川労災病院 四国こどもとおとなの医療センター 滝宮総合病院 総合病院回生病院 永生病院 香川県立丸亀病院 田村クリニック 坂出聖マルチン病院
	西讃（5）	三豊総合病院 三豊市立西香川病院 香川井下病院 橋本病院 三豊市立みとよ市民病院

5) 香川県内の難病患者団体一覧

疾病名	団体名
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	日本ALS協会香川県支部
パーキンソン病	香川県パーキンソン病 友の会 (あゆみの会) ※東讃・高松市で活動
パーキンソン病	パーキンソン病友の会 タートルの会 ※中讃地域で活動
パーキンソン病	パーキンソン病友の会 すみれ会 ※西讃地域で活動
網膜色素変性症	香川県網膜色素変性症協会 (JRPS香川)
膠原病	全国膠原病友の会 香川県支部
ベーチェット病	ベーチェット病友の会 香川県支部
潰瘍性大腸炎/クローン病	香川IBD友の会
もやもや病	もやの会四国ブロック
慢性腎臓病	(一社) 香川県腎臓病協議会

■連絡先等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/shien/sodan.html>

ページID検索：46713



6) 就労支援に関する相談窓口

◆難病就業支援センターかがやき

難病を患っても安心して暮らせるように、本人のニーズに応じて就労に関する相談・支援を行っています。ご家族からのご相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

相談機関	電話番号	管轄区域
社会福祉法人 香川県手をつなぐ育成会 香川県難病就業支援センター かがやき (障害福祉サービス事業所 あゆみ園内)	【就労支援専門員による相談日】 第2・4水曜日午前9時～午後4時 090-2780-5356(専用電話) 第2・4水曜日以外 087-866-0111(代表)	県内全域

◆ハローワーク

ハローワーク高松では、「難病患者就職サポーター」が難病患者向けの就職支援を行っています(要予約)。その他の地域にお住まいの方も、オンラインで難病患者就職サポーターに相談ができます(要事前予約)。

■詳しくは香川労働局のホームページをご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/Kagawa-hellowork/kyushokusha/shougai/main_00002.html



その他の地域のハローワークでも難病患者に対する相談窓口を常設し、就職支援を行っています。

※月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時まで

相談機関	電話番号	管轄区域
ハローワーク高松 専門援助部門(③窓口) ※難病患者就職サポーターによる面接	087-869-8609(46#) 相談日は事前に要確認	高松市、三木町、直島町 ※県内全域 (オンライン相談も可)
ハローワーク丸亀	0877-21-8609(42#)	丸亀市、善通寺市、仲多度郡
ハローワーク坂出	0877-46-5545(代表)	坂出市、綾歌郡
ハローワーク観音寺	0875-25-4521(代表)	三豊市、観音寺市
ハローワークさぬき	0879-52-2595(代表)	さぬき市
ハローワーク東かがわ	0879-25-3167(代表)	東かがわ市
ハローワーク土庄	0879-62-1411(代表)	小豆郡

◆障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っています。登録後に支援内容を一緒に計画し、職場見学・体験、職場実習、定着支援を行っています。

相談機関	住所	電話番号
【小豆・高松市】 就労・生活支援センターオリーブ	〒761-8042 高松市御厩町546-1	087-816-4649
【東讃管内】 就労・生活支援センター共生	〒769-2702 東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
【中讃管内】 就労・生活支援センターくばら	〒763-0073 丸亀市柞原町185-1	0877-64-6010
【西讃管内】 就労・生活支援センターつばさ	〒768-0014 観音寺市流岡町1021-18	0875-24-9752

◆香川障害者職業センター

障害者に対し、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービスをハローワークとの連携のもと行っています。

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kagawa/index.html>



相談機関	電話番号	管轄区域
香川障害者職業センター	087-861-6868	県内全域

◆香川産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

適切な治療を受けながら仕事を継続できるよう支援を行っています。相談は保健師、社会保険労務士等の専門スタッフが対応します。

<https://www.kagawas.johas.go.jp/>



相談機関	電話番号	管轄区域
香川産業保健総合支援センター	087-813-1316	県内全域

3. 医療費助成制度

1) 指定難病医療費助成制度

◆制度の概要

難病患者に対する医療等に関する法律（平成27年法律第50号）に基づき、指定難病の患者を対象に、医療費の自己負担額を軽減する制度です。難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、長期の療養による経済的な負担が大きい患者を支援することを目的としています。

また、国の指定難病に含まれない3疾患（突発性難聴、慢性腎不全、メニエール病）について、香川県知事が指定する「香川県指定難病」として、県独自の医療費助成制度を設けています。

有効期間は概ね1年間（※申請を受理した月によっては、有効期間が短くなる場合があります。）で、有効期間終了後も引き続き受給者証の交付を希望される方は、有効期間終了前に更新手続きが必要です。

次の(1)又は(2)の条件を満たす方が対象となります。

◎対象となる方

- (1) 疾患ごとの診断基準に照らして、指定難病にかかっていると認められること。
 - (2) 次の①又は②の条件を満たす方が対象となります。
 - ① 疾患ごとの重症度分類に照らして、症状が一定程度以上であると認められること。
 - ② 申請日の属する月以前の12ヶ月以内に、指定難病かかる医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある方（軽症高額特例）
- ※②は国指定難病のみ

◎助成内容

- 1. 自己負担額が2割に軽減されます。（既に2割又は1割負担の方は変更なし）
- 2. 世帯の所得に応じて、月ごとの自己負担額に上限が設けられます。

★「世帯」の考え方★

受診者（特定医療の提供を受ける指定難病の患者）と同一の世帯に属する者のうち、当該患者と同じ医療保険に加入する者を「世帯」として取扱います。

認定された際に交付される「特定医療費（指定難病）受給者証」と「自己負担上限額管理票」を医療機関で提示することにより、上記により自己負担額が軽減されます。（※）償還払い■15ページへ

《自己負担上限額表（月額）》

階層区分	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護 ※国指定難病のみ	0円	0円	0円
低所得1 (非課税世帯で 本人収入80.9万円以内)	2,500円	2,500円	1,000円
低所得2 (非課税世帯で 本人収入80.9万円超)	5,000円	5,000円	
一般所得1 (市町村民税課税ありかつ 7.1万円未満)	10,000円	5,000円	
一般所得2 (市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満)	20,000円	10,000円	
上位所得 (市町村民税25.1万円以上)	30,000円	20,000円	

◆医療費助成の対象となる医療費について

- ・認定された指定難病およびそれに付随する病気や怪我に対するものであること
- ・指定医療機関が実施するものであること
- ・医療・介護のうち下記に該当するものであること

医療	診察 薬剤の支給 医学的処置、手術及びその他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
介護	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護医療院サービス

引用元：「指定難病医療費助成制度について

https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/nanbyou_seido.html

ページID検索：18959



◆医療費助成の対象にならないものの例

- ・認定された指定難病に関係しない病気や怪我に対する医療費
- ・指定医療機関以外の医療機関での医療費
- ・通所リハビリテーション、訪問介護、通所介護等
- ・入院時の食事療養費および生活療養費、補装具、はり灸マッサージ等にかかる療養費
- ・臨床調査個人票等の作成にかかる文書代
- ・健康保険適用外の診療にかかる費用

◆自己負担上限額に関する特例について

・高額かつ長期

支給認定を受けてもなお、指定難病について高額な医療費が長期間にわたって発生している方について、自己負担上限額を減額する制度です。（特例適用後の負担額は「《自己負担上限額表（月額）》」のとおり）月ごとの医療費総額50,000円を超える月が、申請月を含めた過去12ヶ月のうち6回以上ある方が対象です。（受給者証の有効期間外の医療費は含めることができません。）

・人工呼吸器等装着

支給認定を受けている患者が、継続して常時生命維持管理装置（人工呼吸器や体外式補助人工心臓）を装着する必要があり、かつ日常生活動作が著しく制限されている者である場合に、自己負担上限額を1,000円に減額する制度です。

※詳細は13ページの窓口までお問い合わせ下さい。

※転入、保険・住所・氏名変更、特例の申請（高額かつ長期、人工呼吸器装着）の際には受給者証の変更手続きが必要です。

書類の提出は、「書類の提出先・お問い合わせ先（13ページ）」をご覧ください。

2) 新規申請から受給者証交付までの流れ

まだ特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちでない方が、医療費助成を申請する場合の手続きです。

- ・必要書類（詳細は14ページの表をご確認ください。）を、申請者の居住地を管轄する保健福祉事務所等に郵送または持参してください。
- ・必要書類のうち臨床調査個人票は、難病指定医が作成する必要があります。
- ・審査結果は、受理日の翌々月上旬にお知らせする予定です。認定の場合、県から「特定医療費（指定難病）受給者証」と「自己負担上限額管理票」を送付します。特定医療費（指定難病）受給者証に記載された有効期間開始日まで遡って医療費助成を受けることができます。

◎書類の提出先・お問合せ先

※月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時まで

担当部署名	電話番号	管轄地域
香川県保健福祉総務課	087-832-3272	高松市
香川県小豆総合事務所 (保健福祉課)	0879-62-1373	小豆郡
香川県東讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0879-29-8265	さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町
香川県中讃保健福祉事務所 (健康福祉課)	0877-24-9961	丸亀市、坂出市、 善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0875-25-2052	三豊市、観音寺市

特定医療費(指定難病)受給者証

公費負担者番号	
受給者番号	
氏名	
住所	
生年月日	
氏名(続柄)	
住所	
病名	
自己負担上限額	月額 円
受給者と同じ住所内にいる指定難病又は	
有効期間	

指定医療機関名

難病法に基づき指定された医療機関

○難病の指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）での受診のみ助成対象となります。指定医療機関については、各都道府県・政令指定都市等のホームページを御確認ください。
香川県の指定医療機関は裏面記載のホームページを御確認ください。

および「自己負担上限額管理票」を出してください。

または、それに付随する傷病対象の有無は指定医に御確認ください。

を指定医療機関に支払うことができます。窓口での支払額が内に限り、それ以降の費用

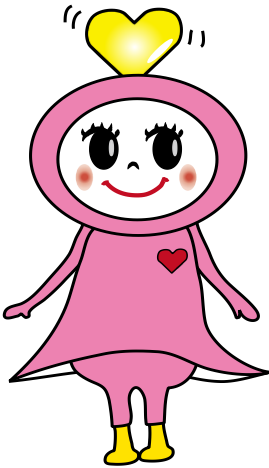
申請窓口

記載のとおり認定します。

年 月 日

香川県知事

受給者証の有効期限が終了する前に、受給者証をお持ちの方には更新案内を送っています。



◎新規申請の必要書類

提出書類一覧 (令和8年3月1日～令和8年6月末までに新規申請する方へ)		対象者											
1	特定医療費(指定難病)支給認定申請書												
2	臨床調査個人票(医師が作成) 難病指定医が概ね3か月以内に作成したものが 必要です。												
3	個人番号(マイナンバー)調書 受診者のマイナンバーと、《表1》【支給認定基準世帯員】のマイナンバーを記入してください。 ※受診者が18歳未満の場合、保護者分の記入も必要となります。 《表1》 <table><tr><th>【患者の加入保険】</th><th>【支給認定基準世帯員】</th></tr><tr><td>被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合)</td><td>患者が加入する保険の被保険者</td></tr><tr><td>その他の保険に加入の場合 (国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢)</td><td>同一世帯かつ同一保険の方全員</td></tr></table>		【患者の加入保険】	【支給認定基準世帯員】	被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合)	患者が加入する保険の被保険者	その他の保険に加入の場合 (国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢)	同一世帯かつ同一保険の方全員					
【患者の加入保険】	【支給認定基準世帯員】												
被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合)	患者が加入する保険の被保険者												
その他の保険に加入の場合 (国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢)	同一世帯かつ同一保険の方全員												
4	本人確認書類 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード表面など)が必要です。												
5	個人番号確認書類 3. 個人番号(マイナンバー)調書に記入いただいた方全員分のマイナンバーが確認できる書 類(マイナンバーカード裏面など)が必要です。												
6	令和7年度所得課税証明書(《表2》【条件】に該当する場合) 《表2》												
	<table><tr><th>【患者の加入保険】</th><th>【条件】</th><th>【提出が必要な方】</th></tr><tr><td rowspan="2">被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、 〇〇会社健保組合)</td><td>被保険者が住民税未申告、又は DV等の支援措置を受けている</td><td>被保険者</td></tr><tr><td>被保険者が住民税非課税、かつ 受診者本人が住民税未申告</td><td>受診者本人</td></tr><tr><td>その他の保険に加入の 場合 (国民健康保険、国民健康 保険組合、後期高齢)</td><td>受診者および支給認定基準世帯 員※に住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けている方 がいる※《表1》参照。</td><td>住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けて いる方</td></tr></table>		【患者の加入保険】	【条件】	【提出が必要な方】	被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、 〇〇会社健保組合)	被保険者が住民税未申告、又は DV等の支援措置を受けている	被保険者	被保険者が住民税非課税、かつ 受診者本人が住民税未申告	受診者本人	その他の保険に加入の 場合 (国民健康保険、国民健康 保険組合、後期高齢)	受診者および支給認定基準世帯 員※に住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けている方 がいる※《表1》参照。	住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けて いる方
	【患者の加入保険】	【条件】	【提出が必要な方】										
	被用者保険加入の場合 (協会けんぽ、〇〇共済、 〇〇会社健保組合)	被保険者が住民税未申告、又は DV等の支援措置を受けている	被保険者										
被保険者が住民税非課税、かつ 受診者本人が住民税未申告		受診者本人											
その他の保険に加入の 場合 (国民健康保険、国民健康 保険組合、後期高齢)	受診者および支給認定基準世帯 員※に住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けている方 がいる※《表1》参照。	住民税未申告の方、又は DV等の支援措置を受けて いる方											
7	領収書を添付した医療費申告書又は医療機関が記入した医療費証明書 (軽症高額該当の申請を希望する場合)												
	軽症高額該当・・・臨床調査個人票の記載により確認できる症状の程度が基準より軽い場合、通常であれば不認定となり ますが、多額の医療費がかかっている場合に認定とする制度です。この基準として、指定難病にかかる月の医療費総額 (10割)が33,330円を超える月が申請月を含む直近12か月のうち3回以上あることが必要です。												

全員提出

対象者のみ提出

受給者証交付までの目安は、申請書を受理した月から約2か月後です。



3) 償還払い

申請をしてから受給者証交付までの期間で公費負担分の医療費を負担した場合等に、県から公費負担分医療費の還付を受けられます。

◎提出書類

- ・特定医療費（指定難病）償還払い請求書
- ・指定難病等にかかる医療費証明書
- ・特定医療費にかかる領収書（原本）
※紛失等でお持ちでない場合は、提出不要
- ・自己負担上限額管理票（写し可）
※医療機関等で記載がない場合は、提出不要

支払った医療費が高額療養制度の適用になる場合は、まず高額療養費の手続きを取った上で、通知書等、返還された金額が確認できる書類の写しをご提出ください。



◎書類の提出先・お問合せ先（13ページと同様）

担当部署名	電話番号	管轄地域
香川県保健福祉総務課	087-832-3272	高松市
香川県小豆総合事務所 (保健福祉課)	0879-62-1373	小豆郡
香川県東讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0879-29-8265	さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町
香川県中讃保健福祉事務所 (健康福祉課)	0877-24-9961	丸亀市、坂出市、 善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0875-25-2052	三豊市、観音寺

■ 申請等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/nanbyo_shinsei_syokan.html
ページID検索: 19245

4) 難病に関するその他公費制度

◆在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を装着している指定難病等の患者は、診療報酬で定められた回数以上の訪問看護が必要な際、診療報酬の枠とは別に訪問看護を受けることができます。

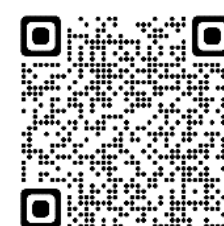
◎対象となる方

- ・指定難病の患者または特定疾患治療研究事業の対象疾患患者
- ・当該疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している。
- ・医師が訪問看護を必要と認めている。

■詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/zaitaku_jinkou.html

ページID検索:24364



◆特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療法が確立していない病気のうち、特定の疾患の患者であると認定された場合には、「特定疾患治療研究事業」として、その治療費の自己負担分が軽減されます。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の成立により、平成26年以前に特定疾患として医療費助成の対象となっていた疾患の多くは指定難病医療費助成制度に移行しています。

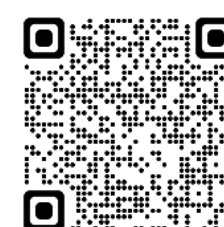
◎対象となる疾患

- ・スモン
- ・プリオン病
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)
- ・難治性の肝炎のうと劇症肝炎(平成27年時点の受給者のみ対象)
- ・重症急性膵炎(平成27年時点の受給者のみ対象)

■申請等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/tokuteishikkan/fu8mew150306193217.html>

ページID検索:3576



◆先天性血液凝固因子障害治療研究事業

下記の対象疾患に含まれる先天性血液凝固因子障害等について、医療保険等の自己負担分が公費負担されます。交付される医療受給者証を医療機関で提示することにより、医療費の自己負担分が0円になります。

◎対象となる疾患

先天性血液凝固因子欠乏症

- ・第1因子(フィブリノゲン)欠乏症
 - ・第2因子(プロトロンビン)欠乏症
 - ・第5因子(不安定因子)欠乏症
 - ・第7因子(安定因子)欠乏症
 - ・第8因子欠乏症(血友病A)
 - ・第9因子欠乏症(血友病B)
 - ・第10因子(スチューアートプラウア)欠乏症
 - ・第11因子(PTA)欠乏症
 - ・第12因子(ヘイグマン因子)欠乏症
 - ・第13因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
 - ・von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

■申請等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/tokuteishikkan/fzfj9n150306193218.html>

ページID検索:3577



5) その他公費制度

◆高額療養費制度

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（1日から末日）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。入院時の差額ベッド代や食事代、先進医療にかかる費用、保険外の負担分は対象外です。（※国指定難病の受給者は、入院中の食事代の自己負担が軽減される場合があります。基本的に医療機関から各保険者に申請しますが、患者さんご自身で各保険者に申請手続きが必要となる場合もあります。）

◎申請窓口

ご加入の保険者

◆高額長期疾病（特定疾病）にかかる高額療養費の特例 ⇒特定疾病療養受療証

いわゆる「マル長」と呼ばれる制度です。人工透析を実施している慢性腎不全など、著しく高額な治療を長期にわたり必要とする疾病（特定疾病）の患者について、加入する医療保険から事前に「特定疾病受療証」の交付を受け、マイナ保険証や資格確認書などと併せて医療機関の窓口提示することで、窓口で支払う自己負担上限額が10,000円となります。ただし、慢性腎不全については、70歳未満の上位所得者については月20,000円となります。

◎対象となる疾病

- ・血友病
- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
（血液製剤の投与に起因するHIV感染者、2次・3次感染者等に限る。）

◎申請窓口

高額療養費制度と同様

香川県指定難病「慢性腎不全」については、人工透析・腎移植・移植後の免疫療法等を行った場合は、特定疾病療養受療証・自立支援法等の適用となり、指定難病医療費助成制度の対象外となります。（他法優先）

ここが
ポイント!



◆重度心身障害者医療受給者証

身体障害者手帳または療育手帳のいずれかをお持ちの方に対し、医療保険の自己負担分を助成する制度です。

※身体障害者及び療育手帳の対象となる障害程度の区分につきましては、市町ごとに異なるため、お住まいの市町障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

◎申請窓口

お住まいの市町障害福祉担当窓口

まず指定難病の受給者証を優先的に適用し、その際に発生する患者自己負担額について適用することで、最終的な患者負担額を0円とすることが一般的です。なお、対象者、自己負担の有無、限度額等は、市町によって異なります。



◆自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて1月当たりの負担上限額が定められております。

なお、給付の対象となるのは、受給者証に記載されている指定医療機関で治療した場合に限られます。

◎申請窓口

お住まいの市町障害福祉担当窓口

◎区分と対象者

精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
育成医療	身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

◎対象となる障害と具体的な医療例

障 害 名	医 療 例
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出手術、網膜剥離手術
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋め込み術
音声機能、言語機能 または そしゃく機能障がい	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療
肢体不自由	関節固定術、関節形成術、人工関節配置換術
精神疾患	向精神薬、精神科デイケア等
内部障がい（心臓）	弁形成術、弁置換術、肝臓脈バイパス術、 ペースメーカー植込み術
内部障がい（腎臓） 内部障がい（肝臓）	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法を含む。） 肝臓移植術（抗免疫療法を含む。）
内部障がい（小腸）	中心静脈栄養法
内部障がい（免疫）	抗HIV療法、免疫調整療法

患者が必要とする医療の内容等に応じて指定難病公費とどちらを優先的に適用すべきかを一律に定めることが困難であることから、給付の調整は定められておらず、患者に有利な方を適用することが可能。

ただし、難病公費と障害者自立支援医療の併用は不可。



4. 生活に関する支援制度

1) 年金・生活保護・貸付制度等

◆障害年金

病気やけがによって、生活や仕事が制限されるようになった場合、障がいの程度に応じて年金が支給される場合があります。支給額は障がいの程度や年金制度によって異なるため、窓口でご確認ください。

◎障害基礎年金（診断時に国民年金に加入していた場合）

次の①から③のすべての要件を満たす方。

①障がいの原因となった病気や怪我の初診日が次のいずれかの間にあること。

・国民年金加入期間

・20歳前または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

※20歳前は納付要件不要ですが、所得制限があります。

③障がいの状態が、障害認定日（※1）または20歳に達したときに、障害等級表（※2）に定める1級または2級に該当していること。

◎障害厚生年金（診断時に厚生年金に加入していた場合）

次の①～③のすべての要件を満たす方。

①厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気や怪我の初診日があること。

②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

③障がいの状態が、障害認定日に、障害等級表（※2）に定める1級から3級に該当していること。

※1 障害認定日…初診日から1年6か月を過ぎた日

※2 障害等級表…障害者手帳の等級とは異なる。

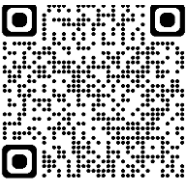
※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなった時は、障害年金を受け取ることができる場合があります。詳細は、お近くの年金事務所にご相談ください。

◆障害手当金

厚生年金加入者が、病気や怪我によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、障害厚生年金に該当する障がいの状態よりも軽い障害が残ったときに、一時的に手当金を受け取ることができる制度です。

■詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>



◎年金事務所一覧

年金事務所	管轄区域		
	健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
高松東	—	さぬき市、東かがわ市、小豆郡、三木町	—
高松西	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、三木町、直島町、綾歌郡	高松市、坂出市、直島町、綾歌郡	香川県
善通寺	善通寺市、丸亀市、観音寺市、三豊市、仲多度郡	善通寺市、丸亀市、三豊市、観音寺市、仲多度郡	—

◆生活保護制度

病気等の何らかの事情により生活に困っている方に対し、経済的な援助を行うとともに最低限度の生活を保障し、その自立を助ける制度です。

■詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/livelihood/livelihood.html>
ページID検索:3505



◆生活福祉資金貸付制度

比較的所得が少ない世帯（「低所得者世帯」という。）、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

■お問合せ窓口

お住まいの地域の社会福祉協議会

<https://kagawakenshakyō.or.jp/consultation/shakyo-list.html>
(社会福祉法人香川県社会福祉協議会ホームページ)



◆傷病手当金

被保険者が病気や怪我のために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

なお、同一の病気や怪我については、支給を開始した日から通算して1年6か月です。各保険者にお問合せください。※社会保険のみ該当

◆特別障害者手当

日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳以上の在宅の重度障がい者で、①～④のいずれかを満たす人が該当になります。

- ① おおむね身体障害者手帳1級程度の障がいがある方
- ② 重度の肢体不自由で、かつ、日常生活に特別な介護が必要な方
- ③ 心臓、じん臓、呼吸器等の内部障がいがあり、絶対安静が必要な方
- ④ 知的又は精神障がいがあり、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- ・施設（有料老人ホーム等は除く。）に入所している場合
- ・病院に3か月以上入院している場合

■詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/fukushi_seido/teate_nenkin/toku_syogai_teate.html

ページID検索:6602



◆介護見舞金

65歳以上で要介護4、5の認定を受けている寝たきりや認知症の方を、常時ご家庭で介護している方に支給されます。

※障がい者を介護している方も対象となる場合がありますので、市町の担当課にご確認ください。

2) その他の利用できる制度

指定難病医療費助成制度の他に利用できる制度をご紹介します。

◆かがわ思いやり駐車場

公共的施設（官公署やショッピングセンターなど）に設置されている障害者等用駐車場の利用者を明確にすることを目的に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付しています。この制度の対象は、障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者、妊産婦、難病患者など移動に配慮が必要な方です。



◎申請窓口

※月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時まで

担当部署名	住所	電話番号
香川県保健福祉総務課	高松市番町4-1-10 県庁16階	087-832-3280
香川県小豆総合事務所 （保健福祉課）	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373
香川県東讃保健福祉事務所 （保健対策課）	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8250
香川県中讃保健福祉事務所 （健康福祉課）	丸亀市土器町東八丁目526	0877-24-9961
香川県西讃保健福祉事務所 （健康福祉総務課）	観音寺坂本町七丁目3-18	0875-25-3082

■申請等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/hukushi/parking/kfvn.html>

ページID検索:11298



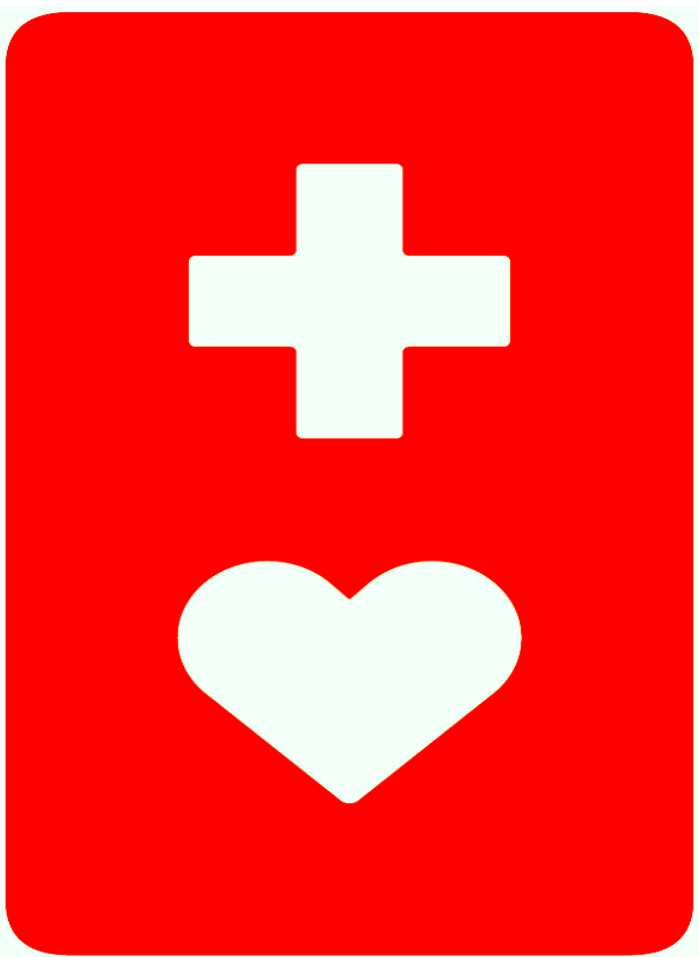
◆ヘルプマーク

援助や配慮が必要なことが外見からはわからない方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につける「ヘルプマーク」を無償配付しています。また、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、支援が必要な場面において提示できる「ヘルプカード」の様式の提供も行っています。(ホームページからのダウンロードが可能です。)

■ 申請等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/hukushi/w5xdqu180510203729.html>

ページID検索:3419



あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

香川県

●手助けしてもらいたいこと

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

●名前

●生年月日

●血液型

●住所

●緊急連絡先

●かかりつけ
医療機関

◎配布窓口

県：保健福祉総務課、小豆総合事務所、各保健福祉事務所、障害福祉相談所

市町：お住まいの市町障害福祉担当窓口

◆登録者証（指定難病要支援者証明事業）

◎対象となる方

- ・指定難病医療費助成を受けている方
- ・以下の理由で指定難病医療費助成が受けられない方
重症度分類に関して指定難病医療費助成の不支給決定を受けた方
（重症度不認定）
軽症のため指定難病医療費助成の申請に至らない方

※香川県指定難病（慢性腎不全・突発性難聴・メニエール病）は対象外です。

特定医療費（指定難病）受給者証と何が違うの？

- ・医療費助成は受けられません。
- ・原則、マイナンバーカードへの情報の紐づけにて発行します。
（マイナポータル等に表示されます）
- ・「指定難病名」は連携されず、「指定難病に罹患していること」が反映されます。

◎県の公共施設の利用料が免除されます！

受付窓口等で御提示いただくと、以下施設の利用料が免除されます。
（※施設内に複数の有料スペースがある場合については、各施設に御確認ください。）

- ・特別名勝栗林公園
- ・香山魁夷せとうち美術館
- ・さぬきこどもの国
- ・香川県社会福祉総合センター
- ・かがわ総合リハビリテーション福祉センター

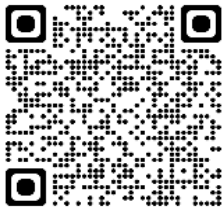
特定医療費
受給者証も
対象です！

◎書類の提出先・お問合せ先（13ページと同様）

担当部署名	電話番号	管轄地域
香川県保健福祉総務課	087-832-3260	高松市
香川県小豆総合事務所 (保健福祉課)	0879-62-1373	小豆郡
香川県東讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0879-29-8265	さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町
香川県中讃保健福祉事務所 (健康福祉課)	0877-24-9961	丸亀市、坂出市、 善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所 (保健対策課)	0875-25-2052	三豊市、観音寺市

■申請、活用先等について、詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/tourokusyasyou.html>
ページID検索:45999



5. 介護保険サービス

1) 介護保険制度について

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設されました。介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。

◎対象となる方

- ・65歳以上の方で、要介護・要支援認定を受けた方
- ・40歳以上65歳未満で公的医療保険に加入しており、下記の対象となる疾病をもち、要介護・要支援認定を受けた方。



(リンク先：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/kfvn.html>)

「かがわ介護保険情報ネット」 ページID検索:234

◎対象となる疾病 ※下線は指定難病

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2) サービスの利用方法（利用までの流れ）

1

相談・申請

市町担当窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします。

2

要介護認定の調査

認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況についての調査を行います。また、主治医に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます。

3

審査・判定

認定調査員の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の学識経験者による〔介護認定審査会〕で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。（介護認定区分）

4

認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市町から認定結果が通知されます。

5

サービスの選択・ケアプラン作成

要介護（要支援）認定を受けて介護サービスを利用する場合は、ケアプラン（介護サービス計画書）が必要です。要支援の場合は地域包括支援センターに相談し、要介護の場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる居宅介護支援事業者に依頼します。介護支援専門員が本人や家族の希望、心身の状態を考慮してケアプランを作成します。

6

サービスの利用

サービス事業者に「介護被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービス、その他のサービスを利用します。

3) 介護保険サービスの内容

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	【居宅介護サービス】 ◎訪問サービス ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ◎通所サービス ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ◎短期入所サービス ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護 ◎その他 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	【地域密着型介護サービス】 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	【施設サービス】 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	【居宅介護支援】
予防給付を行うサービス	【介護予防サービス】 ◎訪問サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ◎通所サービス ・介護予防通所リハビリテーション ◎短期入所サービス ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・介護予防短期入所療養介護 ◎その他 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売	【地域密着型介護予防サービス】 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
		【介護予防支援】

※この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防、日常生活支援総合事業がある。

引用元：厚生労働省「介護保険制度の概要」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html

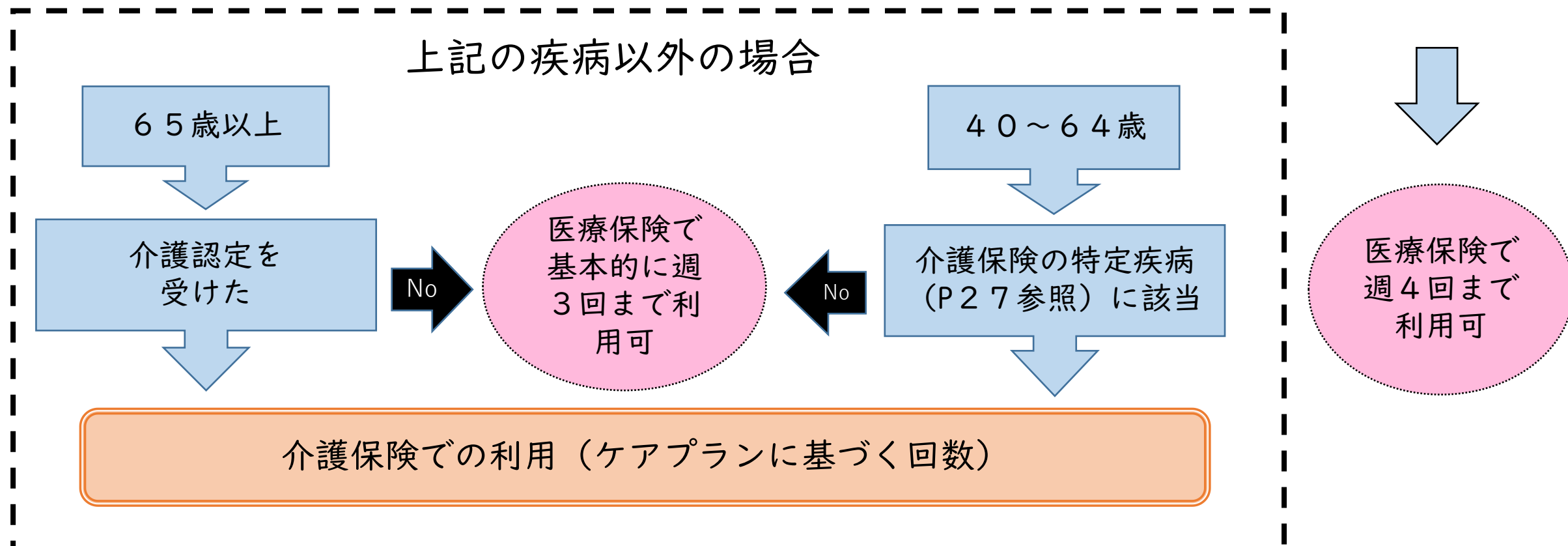
4) 訪問看護、訪問リハビリテーションについて

介護保険の認定を受けた方は、訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療保険、介護保険の双方で実施されるサービスは原則介護保険による給付が優先されますが、下記の疾病等に該当する方は医療保険の適応になります。特定医療費(指定難病)医療受給者証が使えるので、自己負担限度額までの負担となります。

- ①多発性硬化症
- ②重症筋無力症
- ③スモン
- ④筋委縮性側索硬化症
- ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病
- ⑦進行性筋ジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病〔ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡまたはⅢ度のものに限る〕)
- ⑨多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑩プリオン症
- ⑪亜急性硬化性全脳炎
- ⑫ライソゾーム病
- ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋萎縮症
- ⑮球脊髄性筋萎縮症
- ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰人工呼吸器を使用している状態(夜間無呼吸のマスク換気は除く)

※厚生労働大臣が定める疾患等(別表7)より、指定難病関連疾患等のみ抜粋

上記の疾病以外の場合



5) 市町の介護保険担当窓口一覧

※月～金（祝日除く）
午前8時30分から午後5時まで

団体名	所属名	電話番号	FAX番号
高松市	介護保険課	087-839-2326	087-839-2337
丸亀市	高齢者支援課	0877-24-8807	0877-24-8914
坂出市	かいご課	0877-44-5090	0877-44-5028
善通寺市	高齢者課	0877-63-6331	0877-63-6394
観音寺市	高齢介護課	0875-23-3968	0875-23-3993
さぬき市	長寿介護課	0879-26-9904	0879-26-9948
東かがわ市	長寿保健課	0879-26-1360	0879-26-1361
三豊市	介護保険課	0875-73-3017	0875-73-3023
土庄町	健康福祉課	0879-62-7002	0879-62-8301
小豆島町	高齢者福祉課	0879-82-7006	0879-82-1120
三木町	福祉介護課	087-891-3304	087-898-1994
直島町	住民福祉課	087-892-2223	087-892-3888
宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003	0877-49-8026
綾川町	健康福祉課	087-876-1113	087-876-3120
琴平町	住民福祉課	0877-75-6706	0877-75-6721
多度津町	高齢者保険課	0877-33-4488	0877-33-2550
まんのう町	福祉保険課	0877-73-0125	0877-73-0127

6. 障害福祉サービス

1) 障害福祉サービスについて

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障がい者の範囲に「難病患者等」が加わりました。身体障害者手帳などをお持ちでない場合でも、心身の状況に応じて必要と認められた障害福祉サービス等の利用が出来ます。

※介護保険サービスが利用可能な方は、原則として介護保険サービスが優先されます。

◎対象となる方

国が定める376疾病に該当する方

リンク先: <https://www.mhlw.go.jp/content/001398603.pdf>

※具体的な対象疾患については、お住まいの市町の担当課にお問い合わせいただくか、県の公式ホームページでご確認ください。



◎主なサービス内容

介護 給付	①居宅介護(ホームヘルプ)	児者	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	②重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	③同行援護	児者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	④行動援護	児者	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	⑤重度障害者等包括支援	児者	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	⑥短期入所(ショートステイ)	児者	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	⑦療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	⑧生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	⑨施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア等)	者	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等 給付	①自立訓練	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	②就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	③就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	④就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	⑤自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	⑥共同生活援助 (グループホーム)	者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住居等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

引用元:厚生労働省「障害福祉サービスの概要」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html

2) サービスの利用方法（利用までの流れ）

1

相談・申請

市町障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談します。サービスの利用を希望する場合は、市町の障害福祉担当に申請します。

2

認定調査

市町の調査員が、障がいの状況についての調査を行います。

3

審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。医師の意見書が必要な場合があります。

4

サービス等利用計画案の作成・支給決定

相談支援事業者（申請者自身による作成も可能）がサービス等利用計画書を作成し、各市町に提出します。その後市町が支給決定し、受給者証を交付します。

5

事業者と契約サービスの利用開始

サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。受給者証を事業所に提示し、利用開始となります。一定期間ごとにモニタリングが行われます。

3) その他の福祉サービス等

◆補装具の給付

障がい者等の身体機能を補う補装具の購入・借受け及び修理の費用を支給します。
給付を受ける場合は、事前に申し込みが必要です。

(例: 上下肢の装具、姿勢保持装置、電動車いすなど)

◎申請窓口

お住まいの市町障害福祉担当窓口

◆日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している障がい者等に用具を給付します。
給付を受ける場合は、事前に申し込みが必要です。

(例: 特殊寝台、入浴補助具、電動式たん吸引器、意思疎通支援用具など)

◎申請窓口

お住まいの市町障害福祉担当窓口

◆身体障害者手帳

病気や事故等により身体に永続する機能障がいがある人が、取得対象となります。
手帳を取得することで、障がいの種類や程度に応じた支援やサービスを受けることが可能になります。

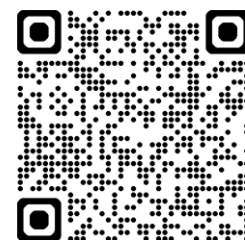
◎申請窓口

お住まいの市町障害福祉担当窓口

■詳しくは、香川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shousou/syousou/shinshoutechou.html>

ページID検索: 6654



4) 市町の障害福祉担当窓口一覧

※月～金（祝日除く）
午前8時30分から午後5時まで

市町名	担当課名	電話番号	FAX
高松市	障がい福祉課	087-839-2333	087-821-0086
丸亀市	福祉課	0877-24-8805	0877-24-8861
坂出市	ふくし課	0877-44-5007	0877-45-7270
善通寺市	社会福祉課	0877-63-6339	0877-63-6355
観音寺市	社会福祉課	0875-23-3963	0875-23-3993
さぬき市	障害福祉課	0879-26-9903	0879-26-9944
東かがわ市	福祉課	0879-26-1228	0879-26-1338
三豊市	福祉課	0875-73-3015	0875-73-3023
土庄町	健康福祉課	0879-62-7002	0879-64-6105
小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038	0879-82-1120
三木町	福祉介護課	087-891-3304	087-898-1994
直島町	住民福祉課	087-892-2223	087-892-3888
宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003	0877-49-8026
綾川町	健康福祉課	087-876-1113	087-876-3120
琴平町	住民福祉課	0877-75-6723	0877-75-6721
多度津町	健康福祉課	0877-33-1134	0877-33-2550
まんのう町	福祉保健課	0877-73-0124	0877-73-0111

7. 災害対策

1) 災害に備えましょう

◆家屋の点検をしておきましょう

・耐震診断

昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅は、耐震診断や耐震改修に係る補助制度があります。

まずはお住まいの市町にご相談ください。

【香川県住宅耐震ポータルサイト】

<https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/subsidy.html>



◆家具の転倒・落下防止対策をしましょう

家具が転倒したり、ガラスが飛散して怪我をしないように、日頃の安全点検と施策が大切です。

◎主な転倒・落下防止対策

・家具の置き場所や向き

ベッドや座る場所の近く、避難経路となる廊下、玄関、扉の前にはできるだけ家具を置かないようにしましょう。

また、ベッドなどに向かって倒れてこないよう、家具の向きを見直しましょう。

・家具の重心を下げる

家具の上部に重い物を入れていると倒れやすくなります。

重い物は下部に、軽い物は上部に配置換えしましょう。



・家具の固定

家具や家の構造にあった固定方法・固定器具を使い、しっかり固定しましょう。

・ガラスの飛散防止

地震でガラスが割れると、中身が飛び出して危険です。

窓ガラスも含め、飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

■【家具類の転倒防止対策について】

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/jishin-tunami/nankaitorahu/kagutentoboshi.html>



ページID検索：20421

◆家族や近所の方、支援者と災害時の行動を話し合っておきましょう

・避難行動・避難経路の確認

市町が発行しているハザードマップ※を確認し、避難場所や安全な避難経路を考えておきましょう。

※ハザードマップとは

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことを言います。

■香川県のホームページからも確認できます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/hazardmap/ichiran.html>

ページID検索:47177



◆薬や衛生材料、医療機器の準備をしましょう

・被災直後は普段内服している薬を入手しづらくなることが予測されます。特に難病治療の薬は主治医と最低3日分（できれば7日分）備蓄の相談をしておきましょう。

・食事制限がある方も、主治医や栄養士に相談し、自分に合うものを備えておきましょう。

・人工呼吸器や吸引器を使用している場合は、特に停電に対する準備が必要になります。特に、予備のバッテリーや発電機の整備をしておきましょう。



【活用できるツール】

・いのちの手帳

香川県は、特定医療費（指定難病）受給者証を申請された方に対し、「いのちの手帳」をお送りしています。緊急連絡先や医療・薬の情報、避難先等を記載し常時携帯いただけるようになっています。

・わたしの防災プラン

難病患者が家族や関係者（主治医、訪問看護師、ケアマネジャー、保健師等）と相談しながら、自分自身にあった防災プランを作成するためのものです。避難先・経路、緊急時連絡先リスト、医療情報連絡票、非常時持ち出しリスト等を記載していただけるようになっています。

■香川県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/shien/index.html>

ページID検索:46705



◆避難行動要支援者名簿に登録しましょう

避難行動要支援者名簿とは

災害時に人的被害の防止や軽減を図るため、近隣の福祉専門職、地域支援者、民生委員の協力により、避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を登録しておく名簿です。お住まいの市町が作成しますが、市町から送付される申請書や調査票などに回答して、個別避難計画を作成することで最新の情報が登録・更新されます。

※避難支援を確約するものではありません。

避難行動要支援者とは

災害時に自ら避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障がいがある人のこと。

◎登録後・・・

名簿に登載された情報が、民生委員等に情報提供され、平時からの見守りや災害時の避難支援、安否確認等に活用されます。

◎対象者となる方

市町によって異なります。お住まいの市役所・町役場にご確認ください。

例) 要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、高齢者独居世帯、難病患者等

◆防災情報メール

携帯電話やスマートフォン、パソコン等で事前登録しておけば、高松地方気象台が発表する気象警報・注意報や土砂災害警戒情報等、市町が発令する避難情報がメール配信されます。

※登録は無料ですが、携帯電話等の通信料及びパケット料は登録者の負担となります。

■登録はこちらから(空メール送信画面)

携帯電話やスマートフォンで右の二次元バーコードを読み込むか、またはこのメールアドレス(ml@bousai-kagawa.jp)に空メールを送信して登録してください。



■お問い合わせ先

香川県危機管理総局危機管理課
TEL:087-832-3187

2) 災害に関する情報を集めましょう

◆香川県防災ナビ(防災アプリ)

災害時における避難情報等を迅速かつ的確に受け取ることができます。
スマートフォンの位置情報を活用して、県民の皆様の適切な避難行動を支援する機能があります。

◎主な機能

- ・危険なエリアにいる利用者へのプッシュ通知機能
- ・ハザードマップ・避難所の地図表示機能
- ・最寄りの避難所・避難場所へのルート検索機能
- ・家族等の安否確認機能

■公式HP(防災アプリのダウンロードは香川県ホームページからできます。)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/sogo/bosaijoho/wcj0cp200403105310.html>

ページID検索:3895



◆地域の停電情報

各電力会社において停電情報をLINEやアプリで発信しています。
設定したエリアの情報が自動配信されます。
詳細、ダウンロードはこちらをご確認ください。

■四国電力送配電株式会社(公式LINE)

公式HP URL

https://www.yonden.co.jp/nw/cnt_line-notice/



■中国電力ネットワーク(アプリ)※小豆郡・直島町

公式HP URL

<https://www.teideninfo.energia.co.jp/>



◆災害伝言ダイヤル171(NTT西日本)

被災時に安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメールです。避難等により電話に応答できない方々への連絡、停電、被災により自宅の電話が使えない場合に利用できます。

【体験利用日】

毎月1日及び15日 午前0時～午後0時

正月三が日(1月1日午前0時～1月3日午後0時)

防災週間(8月30日午前9時～9月5日午後5時)

防災とボランティア週間(1月15日午前9時～1月21日午後5時)

■総務省 災害用伝言サービス

公式HP URL

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html



令和 8 年 3 月 5 日発行



……この冊子に関するお問い合わせ先……

香川県 保健福祉総務課 難病等対策グループ

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL: 087-832-3260

FAX: 087-806-0209

この冊子は、令和8年3月時点のものです。各制度の最新情報は所管組織のホームページ
をご確認ください。